

改正

令和元年8月5日告示第36号

三次市法人市民税減免取扱要綱

(目的)

第1条 この告示は、三次市税条例（平成16年三次市条例第78号。以下「条例」という。）第51条に規定する法人市民税の減免の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「公益社団法人等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可を受けた地縁による団体
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人

2 この告示において「状況報告書」とは、法人市民税（均等割）の減免申請事項に係る状況報告書をいう。

3 この告示において「決算書等」とは、収支計算書、事業報告書その他法人の収益事業の有無について確認できる書類をいう。

(法人市民税の減免の対象及び範囲)

第3条 市長は、公益社団法人等が納付すべき法人の市民税の均等割については、当該法人が市内に有する事務所又は事業所において、収益事業を行っていない場合に限り、当該収益事業を行っていない期間に対応する条例第31条に規定する法人の市民税の均等割を減免することができる。

(法人市民税の減免申請)

第4条 法人の市民税の均等割の減免を受けようとする者は、法人市民税減免申請書に決算書等を添付して、市長に提出しなければならない。

(法人市民税の継続減免)

第5条 法人の市民税の均等割の減免を決定した後の年度において継続して減免を受けようとする者は、毎年4月30日（この日が、三次市の休日を定める条例（平成16年三次市条例第2号）に規定する市の休日に該当するときは、これらの日の翌日）までに状況報告書により、収益事業の有無について報告するものとする。

- 2 前項に規定する場合において、市長が引き続き減免要件を満たすと認めたものについては、状況報告書の報告をもって当該年度の法人の市民税の均等割に係る減免申請書の提出があったものとみなす。
- 3 前項の場合において、前事業年度以前から継続して法人の市民税の均等割の減免を受けている公益社団法人等にあつては、その事業の目的及び内容に変更のない限り、決算書等の添付を省略することができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、収益事業の有無に係る調査の結果、引き続き減免要件を満たすと認めたものについては、市長の職権により減免を継続することができる。

(法人市民税の減免の決定等)

第6条 市長は、第4条の減免申請書又は前条の状況報告書の提出があつたときは、提出された書類に不備がないことを確認した後、これを受理し、審査等を行い、減免の適否を決定し、納税義務者に法人市民税減免決定通知書により通知するものとする。

- 2 前項の適否を決定するに当たり、市長が必要と認めるときは、納税義務者に新たな書類等の提出又は提示を求めることができる。

(法人市民税の減免の取消し等)

第7条 市長は、法人の市民税の均等割の減免を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、減免決定の変更又は取消しを行い、当該納税義務者に、法人市民税減免取消通知書により通知する。

- (1) 減免事由が消滅したと認められるとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為により減免の決定を受けたと認められるとき。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年8月5日告示第36号)

この告示は、令和元年8月5日から施行する。